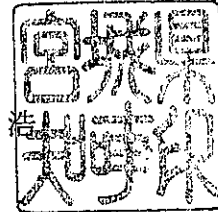


雇対第201号
令和2年12月7日

一般社団法人宮城県経営者協会会長 殿

宮城県知事 村 井 嘉



新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について（依頼）

本県の雇用政策の推進につきましては、日ごろより格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、男女雇用機会均等法に基づく妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置（母性健康管理措置）に関する指針が改正され、新型コロナウイルス感染症に関する措置が新たに規定されております。この措置は、令和3年1月31日まで適用されます。

つきましては、妊娠中及び出産後の女性が安心して働き続けることができるよう、改正内容について、改めて傘下企業に周知いただきますとともに、積極的な活用について働きかけをお願いいたします。

また、母性健康管理措置等に係る特別相談窓口や新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金の活用についても、合わせて周知していただきますようお願いいたします。

担当：雇用対策課労政調整班 須藤

TEL：022-211-2771 / FAX：022-211-2769

E-mail：koyour@pref.miyagi.lg.jp